

令和6年度運営指導の指導事項について
(人員基準、運営基準に係るもの)

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和7年3月

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（1）

1 従業員の員数に関するもの 【各施設共通】

（1）用語の定義

- ① **常勤換算方法**とは、当該事業所の従業者の**勤務延時間数**を当該事業所において**常勤**の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を**常勤**の従業者の員数に換算する方法をいう。
- ② **勤務延時間数**とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（2）

- ③ **常勤**とは、雇用形態にかかわらず、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている**常勤**の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達しているものであること。
- 育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。
 - 当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の時間数に達していれば、**常勤**の要件を満たすものであることとする。
（例えば、特養の管理者と併設デイの管理者の兼務している者は、勤務時間の合計が所定の時間数であれば、**常勤**要件を満たす。）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（3）

（2）人員に関する基準の指摘事項

各指定基準に定められた、従業者の員数を配置すること。

（指摘事項）

- 常勤の介護支援専門員が配置されていない。（介護老人福祉施設）
- 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に、機能訓練指導員の勤務時間を含めている。（介護老人福祉施設）
- 機能訓練指導員が配置されていない。（特定施設）
- 特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が常に1以上確保されていない。（特定施設）
- 勤務延時間数に、非常勤職員の休暇等の時間が算入されている。（各施設共通）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（1）

2 勤務体制の確保等

- 勤務表は、施設ごと、月ごとに作成し、従業者の日々の勤務時間、**常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員の配置、管理者との兼務関係等**を明確にすること。

【ユニット型施設】

- 昼間については、**ユニットごとに常時1人以上**、夜間については**2ユニットごとに1人以上**の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ユニットごとに、**常勤のユニットリーダー**を配置すること。
- ユニットリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置すること。

（指摘事項）

- 看護職員と機能訓練指導員が兼務しているが、兼務していることが勤務表等で明確になっていない。（介護老人福祉施設）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（2）

（ハラスメント防止の措置）

【各施設共通】

- 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- ハラスメントに対する事業所の方針の明確化及びその周知・啓発
- ハラスメントに関する相談への対応窓口を定め、従業者に周知

（指摘事項）

- 指針は策定しているが、職員に相談窓口等が周知されていない。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（3）

3 運営規程

【各施設共通】

- 所定の重要事項に関する規程（運営規定）を定めること。
- 新たに虐待の防止のための措置に関する事項を定めることとなっているので留意すること。（令和6年4月1日より義務化）

（指摘事項）

- 運営規定が適切に整備されていない（誤字脱字、更新もれ）。
- 運営規定に、「利用に当たっての留意事項」「緊急時における対応方法」が定められていない。
- 運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項について記載がなかった。（特定施設）
- 運営規定の内容に変更があったにもかかわらず、変更届を提出していない。（特定施設）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（４）

４ 利用料等の受領

【各施設共通】

- **その他の日常生活費**について、身の回り品として日常生活に必要なもの（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）を施設がすべての入所者に対して**一律に提供**し、すべての入所者からその費用を画一的に徴収することは認められないものであること。
- 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料等といった**あいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある**こと。

※参考：R6赤本P1321「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（H12.3.30老企第54号）

（指摘事項）

- 入所者からを徴している日用品費について、費用の内訳の明示、入所者又はその家族等への説明が不十分である。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（5）

5 業務継続計画

【施設サービス共通】

- 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ✓ この基準を満たしていない場合、**業務継続計画未策定減算**の対象となる。

- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を**定期的（年2回以上）**に実施しなければならない。

（指摘事項）

- 業務継続計画にについて、必要な研修及び訓練をそれぞれ年2回以上行っていない。

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（6）

6 掲示

【各施設共通】

- 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 社会福祉施設等の設置者等は、非常災害対策に関する具体的な計画を作成し、施設又は事業所の見やすい場所に、その概要を掲示しなければならない。（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例第4条）

（指摘事項）

- 利用料が掲示されていない。（介護老人保健施設）
- 施設の見やすい場所に、運営規定、重要事項説明書の掲示がされていなかった。（特定施設）
- 非常災害対策に関する具体的な計画の概要を、施設又は事業所の見やすい場所に掲示していなかった。（各施設共通）（県条例）

運営指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（7）

7 秘密保持・外部評価

【施設サービス共通】

- 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ**文書により**入所者の同意を得ておかなければならない。

（指摘事項）

- 口頭による確認だけでなく、文書として記録を残すこと。

- 社会福祉施設等（乳児院等を除く。）の設置者等は、当該社会福祉施設等に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例第8条第2項）

（指摘事項）

- 実施していないため、外部からの評価を受けるよう努めること。